

としまく じゅうみんぜい  
豊島区の住民税  
ガイドブック

にほん としまく す  
～はじめて日本・豊島区に住むかたへ～



東アジア文化都市 2019豊島  
Culture City of East Asia 2019 Toshima

はらはら、どきどき、文化がいっぱい。

へい せい ねん ねん がつ  
平成31年（2019年）3月

としまく せい む か  
豊島区税務課

としまく じゅうみんぜい もくじ  
豊島区の住民税ガイドブック(目次)

1. 「<sup>じゅうみんぜい</sup>住民税」の<sup>しんこく</sup>申告をしてください……………P1

<sup>じゅうみんぜい</sup> 住民税が<sup>かぜい</sup>課税されるのはどこ？

<sup>しんこく</sup> 申告する「年」と<sup>かぜい</sup>課税される「<sup>ねんど</sup>年度」の<sup>ちがい</sup>違い

2. <sup>じゅうみんぜい</sup>住民税の<sup>けいさんほうほう</sup>計算方法……………P4

<sup>じゅうみんぜい</sup> 住民税はいくらかかる？

3. <sup>のうぜいかんりにん</sup>納税管理人について……………P6

<sup>しゅつこく</sup> 出国するとき

4. <sup>そぜいじょうやく</sup>租税条約について……………P7

5. 「こくがいふ ようしんぞくしょうめいしょ国外扶養親族証明書」について……………P9

にほん す かぞく ふよう  
日本に住んでいない家族を扶養するとき

6. じゅうみんぜい しょうめいしょ ひつよう住民税の証明書が必要なとき……………P17

かぜいしょうめいしょ のうぜいしょうめいしょ  
課税証明書・納税証明書

<留学生のための多言語動画を作成しました> ……P20

7. じゅうみんぜい住民税の納付について……………P21

のうふ むずか  
納付が難しいとき

<問い合わせ先>……………P23

<わたしの住民税メモ(裏表紙)>……………P25



# 1. 「住民税」の申告をしてください

## (1) 「住民税」とは 为什么呢？

① 住民税は、1月1日に住んでいた区（市） に払う税金です。

② 住民税は、学校を建てたり、ごみ処理などのサービスに使われています。

所得税	国の税金です。給料をもらう時には、差引かれています。
住民税	住んでいる地域の税金です。働いた次の年に、かかります。

③ あなたが、収入額（1月から12月までの1年間に、働いて得たお金）を申告すると、働いた次の年に、支払う住民税のお知らせが届きます。

④ 外国籍住民のかたも、日本で働いた収入があれば、課税されます。

日本に来た最初の年は、前年の収入がないので、住民税はかかりません。

## (2) 住民税の申告を する必要があるかた

① 1月1日に 日本に住んでいるかた。

② 働いてお金をもらったかたも、働いていないかたも申告してください。

例) 学生なので、家族からお金を送ってもらって、生活している申告をしないと 課税証明書を取ることができません。

## (3) 住民税の申告を する必要がないかた

① 税務署に「所得税の確定申告」をするかた。

② 1月1日に、日本に住んでいなかったかた。

## (4) 住民税の申告をする場所

1月1日に住んでいた区役所（市役所）



(5) 住民税の申告をする期間

2月15日 から 3月15日 まで



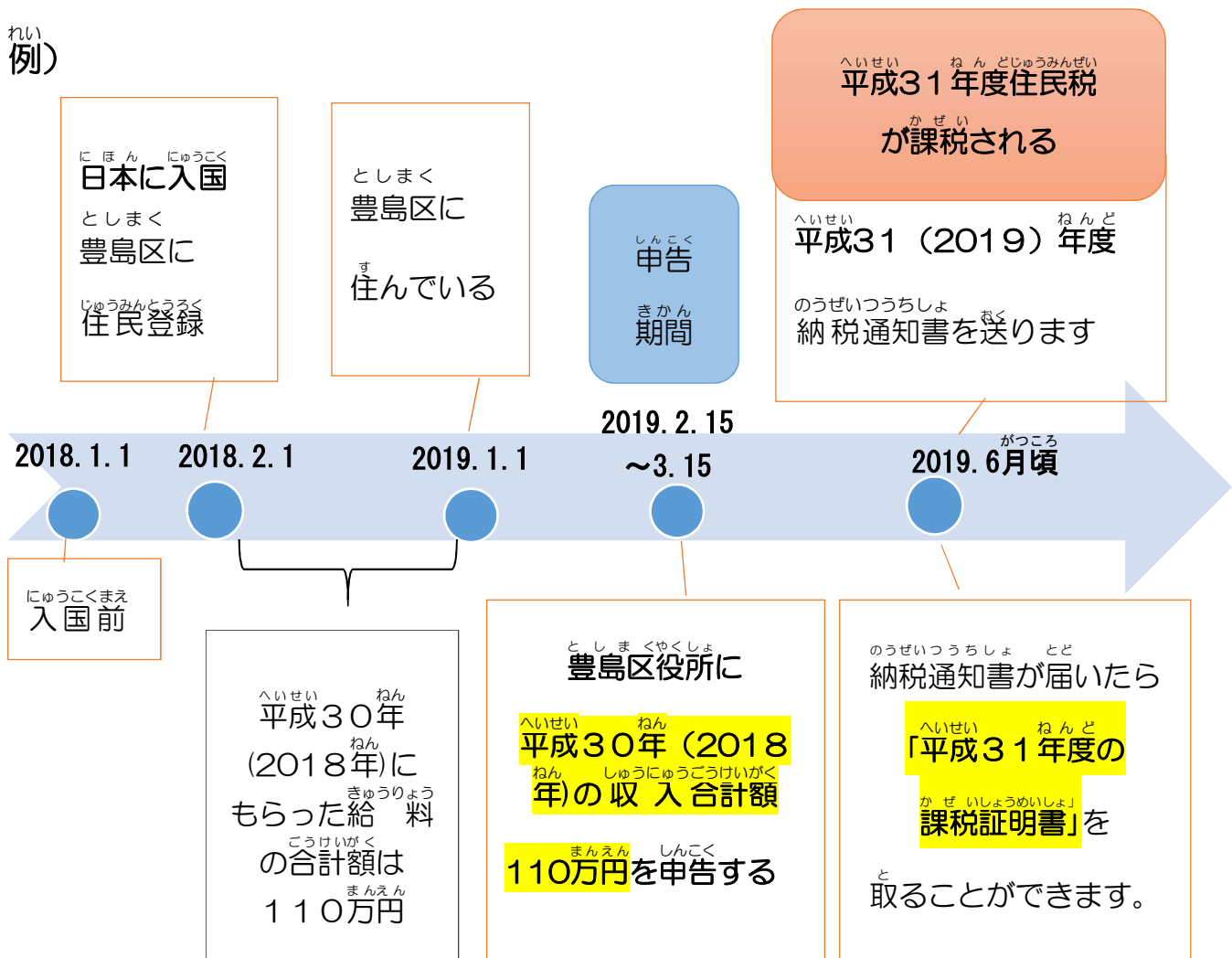
(6) 申告をするときの持ち物

- ① 本人確認書類 (在留カードやパスポートなど)
- ② 収入を証明するもの (働いた会社からもらった源泉徴収票など)
- ③ 控除を証明するもの (日本に住んでいない家族を扶養にとるときは、家族である証明書と、家族にお金を送った証明書など)

(7) 収入があった「年」と 住民税がかかる「年度」のちがい

収入があった年の次の年に、「(次の年)年度」の住民税がかかります。

例)



申告期間に申告すると、6月に「平成31年度課税証明書」を取ることができます。申告期間をすぎると、証明書をすぐに取り取ることができません。

例のように、平成29年（2017年）1月1日に日本に住んでいなかったかたは、平成29年度住民税はかかりません。このため、「平成29年度課税証明書」は、取ることができません。

## (8) 住民税のおしらせ＝「納税通知書」

申告をすると、1月1日に住んでいた区役所（市役所）から、「住民税のおしらせ」が、郵便で届きます。住民税を計算した結果のおしらせと、住民税を払うための用紙が入っています。



## (9) 住民税がかからないかた

働いていないかたや、もらったお金が少なかったかたは、住民税を計算した結果、住民税がかからない（非課税）ことがあります。

住民税がかからない（非課税）かたには、おしらせを送りません。

住民税の証明書は、「非課税証明書」を取ることができます。

### ！注意！【あなたが住民税の申告をしないときは】

- ① ビザの手続きに必要な「課税証明書」や「納税証明書」を取ることができません。
- ② 国民健康保険料が、高く計算されることがあります。

# 2. 住民税の計算方法



## (1) 住民税はどうやって計算するの？

住民税は、均等割と所得割があります。均等割は、みんなが同じ金額をはらうもので、原則5,000円です。所得割は、前年の給与収入額（働いて得たお金）によって、税額（はらう金額）が人により違います。

※東京23区の住民税の名前は、「特別区民税」と「都民税」です。

※前年の給与収入が少ない、または働いていなかった人は、住民税が無料になることがあります。

## (2) 1年間の住民税を計算してみましょう

<p>Aさんの、平成30年度の 住民税額はいくら？</p>	<p>平成29年中に、Aさんが働いて得た 給与収入の合計額 <b>150万円</b></p>
	<p>平成29年中に、Aさんがはらった 国民健康保険料の合計額 <b>10万円</b></p>

### ① 給与所得金額の計算

給与収入額 150万円	-	給与所得控除額※ 65万円	=	合計所得金額 85万円
----------------	---	------------------	---	----------------

※給与所得控除の金額は給与の収入金額によって変わります。

## ② 課税される所得金額の計算

そうしょとくきんがく <b>総所得金額</b>  まんえん <b>85万円</b>	-	しょとくこうじょこうげいがく <b>所得控除合計額</b> こくみんけんこうほけんりょう まんえん 国民健康保険料：10万円 きそこうじょ まんえん 基礎控除※：33万円＝ まんえん <b>43万円</b>	=	かぜい しょとくきんがく <b>課税される所得金額</b>  まんえん <b>42万円</b>
---	---	--	---	---

※基礎控除は、みんな同じく一律にひかれる控除金額です。



## ③ 所得割額の計算

かぜい しょとくきんがく <b>課税される所得金額※</b>  まんえん <b>42万円</b>	×	とくべつくみんぜいりつ <b>特別区民税率</b>  6%	=	とくべつくみんぜいりつ <b>特別区民税算出</b> 所得割 えん <b>25,200円</b>
	×	とみんぜいりつ <b>都民税率</b>  4%	=	とみんぜいりつ <b>都民税算出</b> 所得割 えん <b>16,800円</b>

※課税される所得金額とは、税額を計算するうえで基礎となる金額をいいます。



## ④ 1年間の住民税額の計算

とくべつくみんぜいりつ <b>特別区民税算出</b> 所得割 えん <b>25,200円</b>	-	ちょうせいこうじょ <b>調整控除※</b> とくべつくみんぜいりつ 特別区民税分 えん <b>1,500円</b>	+	きんとうわりがく <b>均等割額</b>  えん <b>3,500円</b>	=	ねんぜいがく <b>年税額</b> えん <b>44,500円</b> (とくべつくみんぜいりつ 特別区民税分 えん 27,200円+ とみんぜいりつ 都民税分 えん 17,300円)
とみんぜいりつ <b>都民税算出</b> 所得割 えん <b>16,800円</b>	-	ちょうせいこうじょ <b>調整控除 ※</b> とみんぜいりつ 都民税分 えん <b>1,000円</b>	+	きんとうわりがく <b>均等割額</b>  えん <b>1,500円</b>	=	

※調整控除は扶養している人数により控除金額がちがいます。



# 3. 納税管理人について

納税管理人は、納税義務者が日本から出国したときに、本人の代わりに納税通知書を受け取ったり、納税したりする人のことです。

1月1日に豊島区に住所があって、その前年に収入があった人は、3月に帰国して豊島区に住んでいなくても、その年度の住民税がかかります。

～こんなときに手続きします～

前年に収入があった  
豊島区に住所があった



お知らせ（納税通知書）の送付

1月1日

3月

6月10日頃

国外へ転出

**！日本にいないと郵便が届きません！**

手続き

納税管理人申告書・承認申請書

豊島区役所3階税務課へ提出してください。郵送可。

出国前に全額納付した場合や、転勤等で出国後も

住民税が給与から差し引かれる場合、退職時に一括で残額を納めた場合は、手続き不要です。



納税管理人申告書  
承認申請書

納税管理人がないと

送付先不明で納税通知書が届かないときは **公示送達** をします。

公示送達後、納期限までに納付されないと督促状が発送されたり、延滞金がか算されることがあります。

公示送達・・・区役所の掲示場に一定期間公示することにより書類の送達がされたものとみなされる制度です。

# 4. 「租税条約」について

同一の所得に対する二重課税を避けることなどを目的として、日本と租税条約を締結している国があります。国によって内容は異なりますが、留学生などで、租税条約に締結された条件を満たせば、住民税が免除となる場合があります。



## (1) 対象となる留学生

学校教育法第1条の学校（大学など）の学生が対象です。

※日本語学校や各種専門学校・専修学校は対象ではありません。  
学生の期間だけが対象になります。



例) 1月から働き4月から大学に入学。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----

→ 3月までは課税され、  
 4月より租税条約の対象です

31	※	※	※	※
※区分	支払を受ける者	東京都豊島区駒込1-2-3 駒込マンション101号	123 456 789	
種別	給与・賞与	16,765,000	給与所得控除後の金額 14,565,000	所得控除の額の合計額 2,080,000
源泉:控除対象配偶者 の有無等	控除の対象 控除の額	特定 老人	控除対象扶養親族の数の (配偶者を除く)	障害者の数
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	入会等特別控除の額	
900,000	100,000	50,000	63,700	
<b>租税条約該当</b>				
国民健康保険料 の金額	国民年金保険料 の金額	介護保険料 の金額	新卒 特例	障害者 年金
150,000				200,000
住宅ローン 等の特 別控除	住宅ローン 等の特 別控除	住宅ローン 等の特 別控除	住宅ローン 等の特 別控除	住宅ローン 等の特 別控除
225,000				
源泉徴収税額がある場合、 税務署で手続きをすると 所得税が返ってきます。				
支払者	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	東京都豊島区東池袋1-23-4	
	住所(居所) 又は所在地	株式会社 ななまる銀行		
	氏名又は名称	(電話) 03-2222-1111		

給与の源泉徴収票に「租税条約該当」と書かれていれば、  
所得税も住民税も、  
 手続きはいりません。

(2) 所得税の手続き

働いている事業所(会社)が、管轄の税務署に、租税条約の届出を  
 します。届出後に、会社から、届出の「写し(コピー)」をもらいます。

※源泉徴収税がない場合、会社が廃業している場合などは、住民税だけ手続きをします。  
豊島区以外の区(市)役所は住民税だけの受付をしていない場合があります。

(3) 住民税の手続き ~豊島区役所税務課に次の書類を提出してください~

\* 所得税の手続きをされたかた

<input type="checkbox"/>	事業所が税務署に提出した「 <u>租税条約に関する届出書</u> (税務署用)」 のコピー (税務署の受付印があるもの)
--------------------------	---

\* 住民税のみで手続きされるかた

<input type="checkbox"/>	<u>在学(卒業)証明書</u> (在学期間が分かるもの、大学で発行してもらう)
<input type="checkbox"/>	<u>在留カード</u> (コピー後返却します)
<input type="checkbox"/>	<u>源泉徴収票</u> (働いていた会社からもらってください)
<input type="checkbox"/>	※1年間のうち、学生でない期間があるかたのみ 月ごとの収入金額が確認できるもの (源泉徴収簿の写しなど)

(4) 国ごとの例

くに 国	ないよう 内容	じょうやく 条約
ちゅうごく 中国	専ら教育を受けるために日本に滞在する学生で、その生計、教育のために受け取る給付又は所得は、課税が免除されます	にっちゅうそせい 日中租税  きょうていだい じょう 協定第21条
ベトナム	日本で働いて受け取る所得(給与等)は、国外から支払われるものではありませんので、課税が免除されません	にちえつそせいじょうやく 日越租税条約  だい じょう 第20条
ミャンマー	租税条約を結んでいません	/
ネパール	租税条約を結んでいません	/

# 5. 「**国外扶養親族証明書類**」について

平成27年度（2015年度）の税制改正により、日本国外に居住する親族について、配偶者控除や扶養控除等の適用を受ける場合は、下記の（1）と（2）二種類の書類を提出または提示しなければなりません。書類が日本語で書かれていない場合は、日本語に翻訳した書類を一緒に提出してください。

書類は、申告する年ごとに、毎年提出する必要があります。

## （1）親族関係書類

日本国外に居住する親族が、あなたの親族であることを証明するものです。原本を提出または提示してください。

① 「戸籍の附票の写し」など日本国または地方公共団体が発行した書類と、親族のパスポートのコピー

② 外国政府等が発行した書類 戸籍謄本・出生証明書・婚姻証明書

※親族の関係性・氏名・住所・生年月日が記載されているものに限りです。

※1枚の書類だけで申告するあなたと扶養親族の関係を証明できない場合、

下記の表のように、複数の書類の組み合わせが必要です。

あなたの親族	必要な親族関係書類
配偶者	申告をするあなたの婚姻証明書
子ども	子どもの出生証明書
父母	申告をするあなたの出生証明書
配偶者の父母	申告をするあなたの婚姻証明書と、配偶者の出生証明書
祖父母	申告をするあなたの出生証明書と、父または母の出生証明書

## (2) 送金関係書類

あなたが扶養控除を受けようとする年において、日本国外に居住する親族それぞれの生活費や教育費のために、送金をしていたことを証明するものです。

原本またはコピーを提出してください。

例) 2019年度の申告→2018年1月～12月に送金した書類

### ① 外国送金依頼書の控え

送金をした日の年分の送金関係書類となります。



### ② クレジットカードの利用明細書

申告をするあなた（国内居住者）がクレジットカード発行会社と契約を締結し、日本国外に居住する親族が使用するために発行されたクレジットカードで、利用代金をあなたが支払うこととしているもの（いわゆる家族カード）にかかる利用明細書。

クレジットカードの利用日の年分の送金関係書類となります。

## ！ 注意 ！

1. 上記(1)(2)両方の書類が提出または提示できない場合は、扶養控除は適用できません。
2. 扶養親族が複数いる場合は、人数分それぞれの送金関係書類が必要です。代表者への一括送金や、現金での支払いや手渡しは認められません。
3. 16歳未満の扶養親族についても、上記(1)(2)の書類の提出または提示が必要です。提出または提示ができない場合は、非課税限度額制度は適用できません。

**For Those Applying for an Exemption for Dependents, etc.  
with Regard to Non-resident Relatives**

National Tax Agency, October 2015(Revised in January 2018)

With respect to withholding at source for salary, etc. or the year-end tax adjustment, if the resident who receives salary, etc. applies for an exemption for dependents, etc. (an exemption for dependents or spouses, a special exemption for spouses or an exemption for the disabled) with regard to his/her non-resident relatives, such resident is required to submit or present “Documents concerning relatives” and “Documents concerning remittances” for the concerned relatives to the payer of the salary, etc.

Procedure	An exemption that is applied for	Necessary documents	Timing of submission (presentation)
Withholding at source for salary, etc.	Exemption for spouses covered by the withholding exemption, Exemption for dependents or the disabled	Documents concerning relatives	At the time of submitting the Application for Exemption for Dependents, etc.
The year-end adjustment for salary, etc.	Exemption for dependents or the disabled	Documents concerning remittances	At the time of the year-end adjustment
	Exemption for spouses or Special Exemption for spouses	Documents concerning relatives <sup>(Note)</sup> and documents concerning remittances	At the time of submitting the Application for Exemption for spouses, etc.

(Note) If “Documents concerning relatives” pertaining to the spouses have been already submitted or presented when submitting an “Application for Exemption for Dependents, etc.” the “Documents concerning relatives” are not required to be submitted.

If the resident applies for an exemption for dependents, etc. with regard to his/her non-resident relatives at the time of tax return, the resident is required to attach “Documents concerning relatives” and “Documents concerning remittances” to the tax return forms or present such documents when submitting the tax return forms, unless such documents have already been submitted or presented to the payer of the salary.

**◎ What are “Documents concerning relatives”?**

“Documents concerning relatives” refers to any of the documents listed in (1) and (2) below (Japanese translation is also required) that proves that the non-resident relatives concerned are your relatives.

- (1) A copy of the supplementary family register or any other document issued by the Japanese government or a local government as well as a copy of the non-resident relatives’ passport
- (2) A document issued by a foreign government or a foreign local government (limited to the documents showing the name, date of birth and address or domicile of the non-resident relatives)

**[Important Points]**

- Documents issued by a foreign government or a foreign local government include a transcript of the family register, birth certificate and marriage certificate.
- If a single document does not show all of the name, date of birth and address or domicile of the non-resident relatives or cannot prove that the non-resident relatives are your relatives, you are required to prove such matters by combining multiple documents.
- The resident may apply for an exemption for dependents, etc. with regard to his/her relatives by consanguinity within the sixth degree, a spouse and relatives by affinity within the third degree.

## © What are “Documents concerning remittances”?

“Documents concerning remittances” refer to the following documents (Japanese translation is also required), which prove payments you made to non-resident relatives in the year for their living or education expenses:

- (1) Documents issued by a financial institution that prove payments you made to non-resident relatives through exchange transactions of the financial institution or a copy of such documents; and
- (2) Documents issued by a credit card company that prove that non-resident relatives have used a card issued by the credit card company for purchasing products or service and thereby have received or will receive from you the amount equivalent to the amount spent with the credit card or a copy of such document.

### [Important Points]

- Documents concerning remittances include the documents listed below.

Please note that if you provide non-resident relatives with living expenses, etc. in cash through your acquaintance in which case a document concerning remittance does not exist, you can't apply for an exemption for dependents, etc.

- (1) A copy of the foreign remittance request form

\* It must be a copy of the foreign remittance request form for a remittance(s) made during the year.

- (2) Credit card statement

\*1 A credit card statement means a statement of the credit card issued under contract between you and the credit card company for the use of credit card by a non-resident relative and the payment of the amount spent by you (so-called family card). In this case, the statement is treated as a document concerning remittance for the non-resident relative who is the holder of such family card.

- 2 Credit card statements are treated as documents concerning remittance for the year to which the credit card usage date belongs.

- When applying for an exemption for dependents, etc. regarding two or more non-resident relatives, remittances need to be made to each of such relative.

For example, if your spouse and child are non-resident relatives and you remit the entire amount of living expenses to your spouse, the documents relating to such remittance are treated as documents concerning remittance for the spouse but not for the child.

- With respect to documents concerning remittances, you are required to submit or present all documents relating to the remittances made during the year in which an exemption for dependents, etc. is applied.

However, if remittances, etc. are made to the same non-resident relative more than three times in a year, you are required to submit a statement describing certain matters and submit or present the documents concerning remittance for the first and last remittance made to the non-resident relative in the year and thereby may omit submitting or presenting documents concerning remittances for other remittances.

In this case, you need to store the documents concerning remittances whose submission or presentation has been omitted.

# 关于国外居住亲属适用抚养控除等的规定

平成 27 年 10 月 国 税 厅

(平成 30 年 1 月改订)

居住在日本的居民，在进行工资收入之类的源泉征收，以及工资收入之类的年末调整时，对非居住者亲属做抚养控除、配偶者控除、残障者控除以及配偶者特别控除的申请，需要向源泉征收义务人提交或出示与该亲属的“亲属关系证明资料”和“汇款证明资料”。(该资料为外国语时需要附上日文翻译。)

手续	适用的控除	需要的证明	提出时期
工资之类的源泉征收	源泉征收控除对象配偶者的控除，抚养控除以及残障者控除	亲属关系证明	提交抚养控除申请书时
工资之类的年末调整	抚养控除以及残障者控除	汇款证明	提交年末调整时
	配偶者控除以及配偶者特别控除	夫妻关系证明以及汇款证明	提交配偶者控除申请书时

在确定申告中适用非居住者抚养控除等时，也需要同确定申告书一起，提交或出示“亲属关系证明资料”和“汇款证明资料”。但是，在做工资收入之类的源泉征收，以及工资收入之类的年末调整时，已提交或出示给源泉征收义务人的证明资料将无须再次提交或出示。

## ◎ 关于“亲属关系证明资料”

“亲属关系证明资料”是包括以下①或②的内容(该资料为外国语时需要附上日文翻译。)，可以证明国外居住亲属与居住者是亲属关系的资料。

- ① 户籍附票的副本等日本政府或地方国家机构发行的证明资料以及国外居住亲属的护照复印件。
- ② 外国政府机构或外国的地方国家机构发行的证明资料。(仅限记载有国外居住亲属的姓名，出生年月日以及住址或居所的资料。)

### 注 意 事 项

- 1 外国政府或外国的地方机构发行的证明资料包括以下内容。
  - 户口
  - 出生证明
  - 结婚证
- 2 一份资料无法证明国外居住亲属的姓名，出生年月日，住址或居所以及亲属关系等全部信息时，可使用多种证明资料组合，以明确国外居住亲属的姓名，出生年月日住址或居所以及亲属关系。
- 3 可作为抚养控除对象的亲属是指六等以内血亲，配偶者，以及三等以内姻亲。



## ◎ 关于“汇款证明资料”

“汇款证明资料”是明确居住者在当年根据需要向国外居住亲属各人支付了生活费，教育费的证明资料。

- ① 金融机构发行的资料或其复印件。证明居住者通过该金融机构的外汇交易向国外居住亲属汇款的资料。
- ② 信用卡公司发行的资料或其复印件。证明国外居住亲属使用该公司发行的信用卡，在国外购买商品，且该商品的购入款是由居住者支付的资料。

### 注 意 事 项

○ 汇款证明资料的具体内容如下。

另外，请注意：托人带现金给国内的亲属，属于没有汇款证明的情况，不能做抚养控除的申请。

#### ① 外国送金依赖书的底单

※ 必须是当年汇出的外国送金依赖书的底单。

#### ② 信用卡的消费明细

※1 居住者（本人）与信用卡公司签约，为国外居住亲属申请发行的，消费金额由居住者支付的附属卡（通称家族卡）消费明细。

该消费明细可以作为居住者与国外居住亲属的家族卡名义人之间的汇款证明资料。

2 汇款日期以信用卡消费交易日为准（非费用支付日）。

○ 国外居住亲属在 1 名以上时，须提交或出示与适用抚养控除的每位国外居住亲属的汇款证明资料。

例如，配偶者和子女居住国外，收款人为配偶者时，该汇款只可以作为与配偶者（收款人）的汇款证明资料，不能作为对子女的汇款证明资料。

○ 必须提交或出示在抚养控除适用年度汇出的所有汇款的证明资料。

※在同一年度中，向同一国外居住亲属汇款超过三次时，通过提交记载事项明细、提交或出示当年最初和最终的汇款证明资料，可以省略其他汇款证明资料。

但是，居住者本人必须保管好省略的汇款证明资料。

本说明是根据 2018 年 1 月 1 日现在的所得税法等相关法规而做成。

## 非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ

平成27年10月  
 (平成30年1月改訂)  
 国 税 庁

給与等の源泉徴収や年末調整に当たって、給与等の支払を受ける居住者の方が、非居住者である親族について、扶養控除等（扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除）の適用を受ける場合には、次のとおり、その親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」を、給与等の支払者に提出し、又は提示する必要があります。

手続	適用を受けようとする控除	必要な書類	提出（提示）する時期
給与等の源泉徴収	源泉控除対象配偶者の控除、扶養控除又は障害者控除	親族関係書類	扶養控除等申告書を提出するとき
給与等の年末調整	扶養控除又は障害者控除	送金関係書類	年末調整を行うとき
	配偶者控除又は配偶者特別控除	親族関係書類 <sup>(注)</sup> 及び送金関係書類	配偶者控除等申告書を提出するとき

(注) 扶養控除等申告書を提出する際に、非居住者である配偶者について親族関係書類を提出又は提示している場合には、親族関係書類の提出又は提示は不要です。

また、確定申告において、非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示する必要があります。ただし、給与等の支払者に既に提出し、又は提示したこれらの書類については、その必要はありません。

### ◎ 「親族関係書類」とは

「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類（日本語での翻訳文も必要です。）で、非居住者である親族があなたの親族であることを証するものをいいます。

- ① 戸籍の附票の写しなど日本国又は地方公共団体が発行した書類及び非居住者である親族の旅券の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（非居住者である親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）

#### 【主な留意事項】

- 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類は、例えば、戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書などの書類が該当します。
- 1つの書類だけでは、非居住者である親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の全てが記載されていない場合や、非居住者である親族があなたの親族であることを証明することができない場合は、複数の書類を組み合わせることにより証明する必要があります。
- 扶養控除等の対象となる親族は、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族になります。

## ◎ 「送金関係書類」とは

「送金関係書類」とは、次の書類（日本語での翻訳文も必要です。）で、あなたがその年において非居住者である親族それぞれの生活費又は教育費に充てるための支払を行ったことを明らかにするものをいいます。

- ① 金融機関が発行した書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたから非居住者の親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社が発行した書類又はその写しで、非居住者の親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを利用して商品の購入や役務提供を受けたことに対する支払をしたことにより、その代金に相当する額の金銭をあなたから受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

### 【主な留意点】

- 送金関係書類には、例えば、次のような書類が該当します。
  - なお、知り合いの方に依頼して生活費等を現金で非居住者である親族に渡している場合などは、送金関係書類がないことになり、扶養控除等の適用を受けることができませんのでご注意ください。
  - ① 外国送金依頼書の控え
    - ※ その年において送金をした外国送金依頼書の控えである必要があります。
  - ② クレジットカードの利用明細書
    - ※1 クレジットカードの利用明細書とは、あなたがクレジットカード発行会社と契約を締結し、非居住者である親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金をあなたが支払うこととしているもの（いわゆる家族カード）に係る利用明細書をいいます。この場合、その利用明細書は家族カードの名義人となっている非居住者である親族に係る送金関係書類として取り扱います。
    - 2 クレジットカードの利用明細書は、クレジットカードの利用日の属する年分の送金関係書類となります。
- 複数人の非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける場合は、その親族ごとに送金等を行うことが必要となります。
  - したがって、例えば、配偶者と子が非居住者である親族に当たる場合で、配偶者に一括して生活費を送金しているときは、その送金関係書類は配偶者に係る送金関係書類には該当しますが、子に係る送金関係書類には該当しないことになります。
- 送金関係書類については、扶養控除等の適用を受ける年に送金等を行った全ての書類を提出又は提示する必要があります。
  - ただし、同一の非居住者である親族への送金等が年3回以上となる場合には、一定の事項を記載した明細書の提出とその非居住者である親族へのその年最初と最後に送金等した際の送金関係書類の提出又は提示をすることにより、それ以外の送金関係書類の提出又は提示を省略することができます。
  - なお、この場合は提出又は提示を省略した送金関係書類をあなたが保管する必要があります。

このパンフレットは、平成30年1月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成しています。

## 6. 「住民税」の証明書が必要なとき

- \*ビザの更新手続きには「課税証明書・納税証明書」が必要です。
- \*「何年度の、どの証明書」が必要か、調べてから取りに来てください。

### (1) 住民税の証明書を取る区役所（市役所）

必要な証明年度の1月1日に、住民登録をしていた市区町村の役所で取ることができます。証明書を取るには、確定申告や住民税の申告が必要です

例1) 平成30年（2018年）1月1日に豊島区に住民登録をしていた

⇒ 豊島区で「平成30年度 住民税 課税証明書/納税証明書」を取ることができます。

例2) 平成30年1月1日に豊島区に住民登録をしていない

⇒ 豊島区で「平成30年度 住民税 課税証明書/納税証明書」を取ることができません。「1月1日に住民登録をしていた市区町村の役所」に、取りに行く方法と、郵送で申し込みをする方法があります。

### (2) 証明書の種類

① 課税証明書 手数料：1通につき 300円

証明する年度の前の年1月から12月までの収入・所得・住民税課税額が記載されます。収入が少ないなどの理由で、住民税が0円のかたには

「非課税証明書」を発行します。



②納税証明書 手数料：1通につき300円

証明する年度の前の年1月から12月までの収入・所得・住民税課税額のほかに、課税された住民税を支払った金額を記載します。コンビニエンスストアなどで支払いをしたばかりのときは、「領収書」を持ってきてください。住民税が0円の非課税のかたは、納める住民税がないので「納税証明書」は発行できません。

(3) 証明書を取る場所

●豊島区役所 税務課 庶務グループ 税証明担当 (豊島区役所本庁舎3階)

月曜日から金曜日 8時30分～17時まで

●豊島区役所 総合窓口課 (豊島区役所本庁舎3階) ※課税証明書のみ

月曜日から金曜日 8時30分～17時まで

土曜日と日曜日 9時～17時まで

●東部区民事務所及び西部区民事務所

月曜日から金曜日 8時30分～17時まで



(4) 持ち物 本人確認書類(在留カードなど)、手数料(1枚につき300円)

(5) 郵送による申請

\* 郵送による申請は、証明書がお手元に届くまでに、1週間程度かかります。

①～④の必要書類を下記の送り先に、お送りください。

英語

中国語

①申請書(郵送用)

豊島区役所のホームページからダウンロードすることができます。



しんせいしょ 申請書をダウンロードできないかたは、ひつようじこう 必要事項を紙に書いてお送りください。

ひつようじこう  
【必要事項】

<input type="checkbox"/>	ひつよう しょうめい しゅるい かぜい ひかぜいしょうめいしょ のうぜいしょうめいしょ 必要な証明の種類（課税・非課税証明書または納税証明書）
<input type="checkbox"/>	ひつよう しょうめい ねんど 必要な証明の年度
<input type="checkbox"/>	ひつよう つうすう 必要な通数
<input type="checkbox"/>	ひつよう ねんど がつ にち じゅうしょ 必要な年度の1月1日の住所
<input type="checkbox"/>	げんざい じゅうしょ 現在の住所
<input type="checkbox"/>	しめい きゅうせい つうしょうめい りょうほう か 氏名（旧姓や通称名があるかたは両方お書きください）
<input type="checkbox"/>	せいねんがっぴ 生年月日
<input type="checkbox"/>	ひるまねらく と でんわばんごう 昼間連絡が取れる電話番号
<input type="checkbox"/>	しょうもくてき れい にゅうこくかんりきょく ていしゅつ がっこう ていしゅつ 使用目的（例：入国管理局へ提出、学校へ提出など）

てすりょうぶん ていがくこがわせ つう えん  
②手数料分の定額小為替（1通につき300円）

はっこうび かげついない ようい  
※発行日から6カ月以内のものをご用意ください。

ていがくこがわせ ゆうびんきょく こうにゅう なに きにゅう  
※定額小為替は郵便局で購入できます。何も記入しないでください。

きって は へんしんようふうとう げんじゅうしょ しめい きにゅう  
③切手を貼った返信用封筒（現住所・氏名をご記入ください）

つうじょうりょうきん えん てんそうせってい  
※通常料金は82円です。（転送設定はできません。）

そくたつ そくたつりょうきんぶん きって ひつよう  
※速達的时候は速達料金分の切手が必要です。

ほんにんかくにんしりょう  
④本人確認資料のコピー

げんじゅうしょ しめい せいねんがっぴ かくにん ざいりゅう けんこうほけんしょう  
現住所・氏名・生年月日が確認できる在留カードまたは健康保険証。

おく さき 送り先 : ゆうびんばんごう 郵便番号 171-8422

としまくみなみいけぶくろ としまくやくしよ ぜいむか ぜいしょうめいたんどう  
豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所 税務課 税証明担当

としまく りゅうがくせい たげんごどうが さくせい  
～豊島区では留学生のための多言語動画を作成しました～

としまく す りゅうがくせいへん  
はじめて豊島区に住んでみた（留学生編）

らいにち りゅうがくせい かん せいかつきほんじょうほう  
来日もない留学生が、しりたいと感じた 10 テーマの生活基本情報に  
どうが ぜいきん けんこうほけん いりょう こうつう そうだん  
ついでの動画です。（税金・健康保険・医療・トイレ・ごみ・交通・相談など）  
ぜひごらんください。

としまく す  
はじめて豊島区に住んでみた  
りゅうがくせいへん  
（留学生編）



せいかつ  
生活インフォメーション



# 7. 「住民税」の納付について

## (1) 住民税の納め方

課税された住民税は、自分で支払う（①普通徴収）か、給与や年金から先に差し引かれて（②特別徴収）、給与や年金の支払者が代理で支払います。

### ① 普通徴収

税のお知らせが届いたら、納期までに自分で支払います。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期	6月30日	8月31日	10月31日	1月31日

### 納付書の見本

納付書の見本

納付書 (納付書)

納付書 (納付書)

領収証書 (領収証書)

納期限までに支払ってください

### 支払方法

納付書で支払	納付書の裏に記載された金融機関 納付書の裏に記載されたコンビニエンスストア (30万円まで)
口座から支払	登録したあなたの口座から引き落とし



## ② 特別徴収

まいつき きゅうよ さき さ ひ かいしゃ だいいり しはら  
毎月の給与から、先に差し引いて、会社が代理で支払います。

とくべつちようしゅう かいしゃ きゅうよたんとう そうだん  
特別徴収にしたいときは、会社の給与担当に相談してください。

## (2) 滞納処分

のうふしよ か のうき のうふ ばあい とくそくじょう さいこくしょ  
納付書に書かれている納期までに納付がない場合は、督促状や催告書が

おく 送られます。それでも納めないでいると、**あなたの給与や預金などを調査し**

**差押えます。預金が差押さえになると、あなたが自分でおろすことは  
できません。**



のうきげん おさ むすか ばあい  
**納期限までに納めるのが難しい場合は、**

ぜいむかせいりだいいち だいに  
**税務課整理第一・第二グループまで**

かなら そうだん ねが  
**必ずご相談をお願いします。**

そうだんさき ぜいむか せいりだいいち だいに  
相談先：税務課 整理第一・第二グループ

03-4566-2362・2363

げつようび きんようび じ ぶん じ  
月曜日から金曜日 8時30分～17時まで

まいつきだい にちようび じ じ  
毎月第2日曜日 9時～17時まで

=====<sup>と</sup> <sup>あ</sup>お問い合わせ=====

としまくやくしよぜいむか <sup>へいじつ</sup> <sup>じ</sup> <sup>ぶん</sup> <sup>じ</sup> <sup>ぶん</sup>  
豊島区役所税務課：平日：8時30分～17時15分

<sup>とうきょうととしまくみなみいけぶくろ</sup>  
〒171-8422 東京都豊島区南池袋 2-45-1

<sup>としまくやくしよ</sup> <sup>だいひょう</sup>  
豊島区役所：03-3981-1111（代表）

メール：[A0013705@city.toshima.lg.jp](mailto:A0013705@city.toshima.lg.jp)

<sup>しんこく</sup> <sup>かぜい</sup> <sup>そぜいじょうやく</sup> <sup>ふよう</sup>  
＜申告・課税・租税条約・扶養＞

<sup>かぜいだいいち</sup> <sup>かぜいだいに</sup> <sup>かぜいちょうせい</sup>  
課税第一グループ・課税第二グループ・課税調整グループ

03-4566-2354・2355・2353

<sup>かぜいしょうめいしょ</sup> <sup>のうぜいしょうめいしょ</sup>  
＜課税証明書・納税証明書＞

<sup>しよむ</sup>  
庶務グループ 03-4566-2352

<sup>こうざふりかえ</sup>  
＜口座振替＞

<sup>しゅうのう</sup>  
収納グループ 03-4566-2359

<sup>のうふそうだん</sup>  
＜納付相談＞

<sup>せいりだいいち</sup> <sup>せいりだいに</sup>  
整理第一グループ・整理第二グループ

03-4566-2362・2363

<sup>としまぜいむしよ</sup> <sup>じどうおんせいあんない</sup>  
＜豊島税務署＞ 03-3984-2171（自動音声案内）

<sup>としまとぜいじむしよ</sup>  
＜豊島都税事務所＞ 03-3981-1211

うらめん じゅうみんぜい  
裏面は「わたしの住民税メモ」です。

りよう はたら  
ぜひご利用ください。「働いていた

かいしゃ げんせんちょうしゅうひょう  
会社からもらう源泉徴収票」は、

かき しよるい  
下記のような書類です。

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)										
		(役職名)										
		氏名 (フリガナ)										
		氏名										
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額		源泉徴収額							
	内 千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)					
有 延有	千 円	特 定	老 人	そ の 他	人	特 別	そ の 他	人	人	人	人	
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除									
内 千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
(摘要)												
生命保険料の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円		
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除(甲)の金額	円	新開始年月日 (日付)	年 月 日	住宅借入金等特別控除(乙)の金額	円	住宅借入金等特別控除(丙)の金額	円	住宅借入金等特別控除(丁)の金額	円	住宅借入金等特別控除(戊)の金額	円
(源泉・特別)控除対象配偶者	(フリガナ) 氏名	区分	配偶者の合計所得			円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円		
控除対象扶養親族	1 (フリガナ) 氏名	区分	16歳未満の扶養親族	1 (フリガナ) 氏名	区分							
	2 (フリガナ) 氏名	区分		2 (フリガナ) 氏名	区分							
	3 (フリガナ) 氏名	区分		3 (フリガナ) 氏名	区分							
	4 (フリガナ) 氏名	区分		4 (フリガナ) 氏名	区分							
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	乙欄	本人が障害者その他	寡一特	婦一特	寡一特	勤労学生	中途就・退職	受給者生年月日	
										就職 退職 年 月 日	明 大 昭 平 年 月 日	
支払者	住所(居所)又は所在地											
	氏名又は名称											
											(電話)	

みほん

(例) **2019年** ねん **1月1日** がつ にち す に住んでいたところ… **としま** としま **豊島区** く **あ**

<small>ぜい</small> <small>ねん</small> 税の年度	<small>しんこく</small> <small>のうぜい</small> 申告・納税する <small>く</small> <small>し</small> <small>やくしよ</small> 区(市) 役所	<small>しゅうにゆう</small> いつの収入	<small>しんこく</small> <small>きかん</small> 申告期間	<small>ぜい</small> 税のおしらせ <small>はっそう</small> <small>のうき</small> 発送と納期
2019年 <small>ねん</small>	<b>あ</b> <b>豊島区</b>	2018年 <small>ねん</small> 1~12月 <small>がつ</small>	2019年 <small>ねん</small> 2~3月 <small>がつ</small>	2019年 <small>ねん</small> 6月以降 <small>がついこう</small>

※申告するときは、必要な書類を準備してください。(源泉徴収票など)

※税のおしらせが届いたら、2019年度住民税証明書がとれるようになります。

\*\*\*\*\*わたしの住民税メモ\*\*\*\*\*

ねん がつ にち す  
年1月1日に住んでいたところ… く し  
区(市) **A**

ねん がつ にち す  
年1月1日に住んでいたところ… く し  
区(市) **B**

<small>ぜい</small> <small>ねん</small> 税の年度	<small>しんこく</small> <small>のうぜい</small> 申告・納税する <small>く</small> <small>し</small> <small>やくしよ</small> 区(市) 役所	<small>しゅうにゆう</small> いつの収入	<small>しんこく</small> <small>きかん</small> 申告期間	<small>ぜい</small> 税のおしらせ <small>はっそう</small> <small>のうき</small> 発送と納期
<small>ねん</small> 年	<b>A</b>	<small>ねん</small> 年 1~12月 <small>がつ</small>	<small>ねん</small> 年 2~3月 <small>がつ</small>	<small>ねん</small> 年 6月以降 <small>がついこう</small>
<small>ねん</small> 年	<b>B</b>	<small>ねん</small> 年 1~12月 <small>がつ</small>	<small>ねん</small> 年 2~3月 <small>がつ</small>	<small>ねん</small> 年 6月以降 <small>がついこう</small>

ねん ちゆう しゅうにゆう しんこく くだ  
年中の収入を申告して下さい  
く し やくしよ こじんじゅうみんぜいたんとうか  
区(市)役所 個人住民税担当課 TEL \_\_\_\_\_

必要書類：本人確認書類 (在留カードなど)、 [ \_\_\_\_\_ ]  
源泉徴収票 (裏面の書類を会社からもらう)、

(非)課税証明書は、 がつ にちいこう く やくしよ  
月 日以降に、 区役所  
ぜいむか とど と き  
税務課からおしらせが届いたら、取りに来てください。